

## 議 案 第 1 号

### 専決処分の報告及び承認について

松戸市市税条例の一部を改正する条例の制定については、平成27年4月1日を施行日として地方税法等の一部を改正する法律が同年3月31日に公布されたことに伴い、環境負荷の小さい軽自動車等に対する軽自動車税の特例措置及び各種税目に係る課税の特例期間の延長措置等が講じられたことから、特に緊急を要すると認め、一定の環境性能を有する軽自動車等に係るグリーン化特例制度を導入等するとともに、各種税目に係る課税の特例期間を延長等するため、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分した。

よって、同条第3項の規定により報告するとともに承認を求める。

平成27年6月9日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

## 専 決 処 分 書

松戸市市税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成27年3月31日

松戸市長 本郷谷 健 次

## 理 由

地方税法の改正に伴い、一定の環境性能を有する軽自動車等に係るグリーン化特例制度を導入等するとともに、各種税目に係る課税の特例期間を延長等するため。

## 松戸市市税条例の一部を改正する条例

松戸市市税条例（平成27年松戸市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第18条第2項の表第1号オ中「法人税法第2条第16号」を「法第292条第1項第4号の5」に、「又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額（保険業法に規定する相互会社にあつては、政令第45条の3の2に規定するところにより算定した純資産額）」を削り、「この表」の次に「第4項」を加え、同条に次の1項を加える。

4 資本金等の額を有する法人（保険業法に規定する相互会社を除く。）の資本金等の額が、資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合における第2項の規定の適用については、同項の表中「資本金等の額が」とあるのは、「資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」とする。

第53条第6項中「第2条第12号の7の3」を「第2条第12号の7」に改める。

第54条第3項中「第2条第12号の7の2」を「第2条第12号の6の7」に改める。

第72条及び第75条中「第10号の7」を「第10号の10」に改める。

第152条第2項中「又は第28項」を「第28項又は第30項から第33項まで」に改める。

附則第1条中「第5条及び第37条」を「及び第5条」に改める。

附則第3条第2項中「第15条第34項」を「第15条第36項」に改める。

附則第4条の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

### 第4条 削除

附則第5条に見出しとして「(軽自動車税に関する経過措置)」を付し、同条中「及び附則第37条」を削り、同条の表中

「

附則第37条の表以外の部分	第103条	附則第5条の規定により読み替えて適用される第103条
附則第37条の表の第103条第2号アの項	第103条第2号ア	附則第5条の規定により読み替えて適用される第103条第2号ア
	3,900円	3,100円
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

」を

削る。

附則第6条中「第41条」を「第50条」に、「第15条第34項」を「第15条第36項」に改める。

附則第18条第1項中「平成39年度」を「平成41年度」に、「平成29年」を「平成31年」に改める。

附則第19条の次に次の見出し及び2条を加える。

(個人の市民税の寄附金控除額に係る申告の特例等)

第19条の2 法附則第7条第8項に規定する申告特例対象寄附者(次項において「申告特例対象寄附者」という。)は、当分の間、第24条第1項及び第2項の規定により控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、第29条第3項の規定による申告書の提出(第30条の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書の提出を含む。)に代えて、法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金(以下この項及び次条において「地方団体に対する寄附金」という。)を支出する際、法附則第7条第8項から第10項までに規定するところにより、地方団体に対する寄附金を受領する地方団体の長に対し、同条第8項に規定する申告特例通知書(以下この条において「申告特例通知書」という。)を送付することを求めることができる。

2 前項の規定による申告特例通知書の送付の求め(以下この条において「申

告特例の求め」という。) を行った申告特例対象寄附者は、当該申告特例の求めを行った日から賦課期日までの間に法附則第7条第10項第1号に掲げる事項に変更があったときは、同条第9項に規定する申告特例対象年(次項において「申告特例対象年」という。)の翌年の1月10日までに、当該申告特例の求めを行った地方団体の長に対し、法施行規則で定めるところにより、当該変更があった事項その他法施行規則で定める事項を届け出なければならない。

3 申告特例の求めを受けた地方団体の長は、申告特例対象年の翌年の1月31日までに、法附則第7条第10項の規定により申請書に記載された当該申告特例の求めを行った者の住所(同条第11項の規定により住所の変更の届出があったときは、当該変更後の住所)の所在地の市町村長に対し、法施行規則で定めるところにより、申告特例通知書を送付しなければならない。

4 申告特例の求めを行った者が、法附則第7条第13項各号のいずれかに該当する場合において、同項前段の規定の適用を受けるときは、前項の規定による申告特例通知書の送付を受けた市町村長は、当該申告特例の求めを行った者に対し、その旨の通知その他の必要な措置を講ずるものとする。

第19条の3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に地方団体に対する寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合(法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。)においては、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第24条第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

附則第31条第6項中「第15条第34項」を「第15条第36項」に、同条第7項中「第15条第37項」を「第15条第39項」に、同条第8項中「第15条第38項」を「第15条第40項」に改める。

附則第32条第9項第2号中「住居」を「居住」に改める。

附則第43条の見出しを削り、同条中「第11項、第15項から第22項まで、第24項、第26項、第30項、第34項、第35項若しくは第40項」

を「第13項、第17項から第24項まで、第26項、第28項、第32項、第36項、第37項若しくは第42項」に、「第28項」を「第30項から第33項まで」に改め、同条を附則第57条とする。

附則第42条中「第33条」を「第40条」に改め、同条を附則第55条とし、同条の次に次の見出し及び1条を加える。

(都市計画税における読替規定)

第56条 附則第51条第1項及び第3項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第51条第1項及び第4項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第51条第2項、第4項及び第5項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第51条第4項及び第5項並びに附則第52条の「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、附則第52条の「農地」とは法附則第17条第1号に、附則第52条の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第53条及び第54条の「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に、附則第54条第1項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第27条の2第3項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。

附則第41条（見出しを含む。）中「第15条第34項」を「第15条第36項」に改め、同条を附則第50条とし、同条の次に次の4条を加える。

(宅地等に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例)

第51条 宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下

同じ。) に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第20項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第20項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合にあっては、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第20項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあっては、第1項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に

係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

- 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

（農地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例）

- 第52条 農地に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

負担水準の区分	負担調整率
0.9 以上のもの	1.0 2 5
0.8 以上0.9 未満のもの	1.0 5
0.7 以上0.8 未満のもの	1.0 7 5
0.7 未満のもの	1.1

(市街化区域農地に対して課する都市計画税の特例)

第53条 前条の規定にかかわらず、附則第37条の規定の適用がある市街化区域農地に係る各年度分の都市計画税の額は、同条第1項中「固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額」とあるのは、「固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の2の額」として、同条の規定の例により算定した税額とする。

(市街化区域農地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例)

第54条 市街化区域農地に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、前条の規定により附則第37条の規定の例により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「市街化区域農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該市街化

区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に10分の2を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあっては、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

附則第40条を附則第49条とし、附則第39条を附則第47条とし、同条の次に次の1条を加える。

（特別土地保有税の課税の特例）

第48条 附則第35条の規定の適用がある宅地等（附則第33条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の特別土地保有税については、第129条第1号中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第35条に規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から平成30年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第129条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「政令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「政令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。

3 当分の間、土地の取得の日の属する年の翌々年（当該土地の取得の日が1

月 1 日である場合にあっては、同日の属する年の翌年) の末日の属する年度以後の年度における当該土地に対して課する特別土地保有税の課税標準は、第 1 2 6 条第 1 項の土地の取得価額又は修正取得価額のいずれか低い金額とする。

4 前項の「修正取得価額」とは、法施行規則附則第 8 条の 5 第 1 項に規定する額（当該額が、次の各号に掲げる土地の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を超えない場合にあっては、それぞれ当該各号に掲げる金額）をいう。

(1) 宅地評価土地（宅地及び法附則第 1 7 条第 4 号に規定する宅地比準土地をいう。以下同じ。） 当該宅地評価土地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に 1.4 2 8 を乗じて得た額

(2) 宅地評価土地以外の土地 当該宅地評価土地以外の土地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に当該年度の初日の属する年の前年分の当該宅地評価土地以外の土地に係る評価倍率（土地評価審議会に係る土地の評価についての基本的事項等に関する省令（平成 3 年大蔵省令第 3 3 号）第 2 条の規定により国税局長が国税局及び税務署において閲覧に供するものとされている土地の評価に関する事項において定められている倍率をいう。以下同じ。） を乗じ、さらに 1.2 5 を乗じて得た額（評価倍率の定めのない宅地評価土地以外の土地にあっては、市長が適当であると認める率を乗じて得た額）

5 法附則第 3 1 条の 3 第 3 項の規定の適用がある土地に対して課する特別土地保有税については、第 1 2 9 条第 1 号（第 1 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）中「控除した額」とあるのは、「控除した額の 3 分の 1 に相当する額」とする。

附則第 3 8 条を附則第 4 6 条とし、附則第 3 7 条を削り、附則第 3 6 条を附則第 4 3 条とし、同条の次に次の 2 条を加える。

（平成 2 7 年度から平成 2 9 年度までの各年度分の用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に係る固定資産税の課税標準額の算出方法）

第44条 地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号。以下「平成27年改正法」という。）附則第18条第1項の規定により、平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定を適用しないこととする。

（軽自動車税の税率の特例）

第45条 法附則第30条第1項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車に対する第103条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第103条第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）に対する第103条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第103条第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

- 3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第103条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第103条第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

- 4 第103条第1号、第2号ア（「3,600円」に係る部分に限る。）及びイ並びに第3号に規定する軽自動車等に対する同条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成27年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第103条第1号ア	2,000円	1,000円
第103条第1号イ	2,000円	1,200円
第103条第1号ウ	2,400円	1,600円
第103条第1号エ	3,700円	2,500円
第103条第2号ア	3,600円	2,400円
第103条第2号イ	2,400円	1,600円
第103条第2号イ	5,900円	4,700円
第103号第3号	6,000円	4,000円

附則第35条を附則第42条とし、附則第34条を附則第41条とし、附則第33条を附則第40条とし、附則第32条の次に次の7条を加える。

（土地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義）

第33条 次条から附則第44条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げる規定に定めるところによる。

- (1) 農地 法附則第 17 条第 1 号
- (2) 宅地等 法附則第 17 条第 2 号
- (3) 住宅用地 法附則第 17 条第 3 号
- (4) 商業地等 法附則第 17 条第 4 号
- (5) 負担水準 法附則第 17 条第 8 号イ
- (6) 前年度分の固定資産税の課税標準額 法附則第 18 条第 6 項（附則第 36 条の場合にあつては法附則第 19 条第 2 項において準用する法附則第 18 条第 6 項、附則第 38 条の場合にあつては法附則第 19 条の 4 第 3 項において準用する法附則第 18 条第 6 項）
- (7) 市街化区域農地 法附則第 19 条の 2 第 1 項  
（平成 28 年度又は平成 29 年度における土地の価格の特例）

第 34 条 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格（法附則第 17 条の 2 第 1 項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第 77 条の規定にかかわらず、平成 28 年度分又は平成 29 年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第 17 条の 2 第 1 項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第 17 条の 2 第 2 項に規定する平成 28 年度適用土地又は平成 28 年度類似適用土地であつて、平成 29 年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第 77 条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第 17 条の 2 第 2 項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

（宅地等に対して課する平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第 35 条 宅地等に係る平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度分の固定

資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合にあっては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額と

した場合における固定資産税額に満たない場合にあっては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6 以上0.7 以下のものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7 を超えるものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。

（農地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第36条 農地に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準とな

るべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

負担水準の区分	負担調整率
0.9 以上のもの	1.0 2 5
0.8 以上0.9 未満のもの	1.0 5
0.7 以上0.8 未満のもの	1.0 7 5
0.7 未満のもの	1.1

（市街化区域農地に対して課する固定資産税の特例）

第37条 政令附則第14条の2第2項第2号から第4号までに掲げる事由により新たに市街化区域農地となった土地（当該事由の生じた日以後政令附則第14条の2第1項各号に掲げる事情により新たに市街化区域農地となった土地を含む。）に係る市街化区域設定年度（政令附則第14条の2第2項第2号から第4号までに掲げる事由の生じた日の属する年の翌年の1月1日（当該事由の生じた日が1月1日である場合には、同日）を賦課期日とする年度をいう。以下この条において同じ。）以降の各年度分の固定資産税に限り、市街化区域設定年度に係る賦課期日に所在する市街化区域農地に対して課する固定資産税の額は、前条の規定にかかわらず、当該市街化区域農地の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額を課税標準となるべき額とした場合における税額とする。ただし、当該市街化区域農地に対して課する次の表の左欄に掲げる各年度分の固定資産税の額は、当該市街化区域農地の当該各年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額を課税標準となるべき額とした場合の税額とする。

年度	率
市街化区域設定年度	0.2
市街化区域設定年度の翌年度	0.4
市街化区域設定年度の翌々年度	0.6
市街化区域設定年度から起算して3年 度を経過した年度	0.8

2 市街化区域農地に係る市街化区域設定年度以降の各年度分の固定資産税に

限り、市街化区域設定年度に係る賦課期日後に政令附則第14条の2第1項に規定する事情により新たに市街化区域農地となった土地に対して課する各年度分の固定資産税については、当該市街化区域農地となった土地に類似する市街化区域農地が前項の規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該市街化区域農地となった土地が市街化区域設定年度に係る賦課期日に市街化区域農地として所在し、かつ、同項の規定の適用があったものとみなして、同項の規定を適用する。

(市街化区域農地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第38条 市街化区域農地に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の額は、前条の規定により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「市街化区域農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該市街化区域農地調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の市街化区域農地調整固定資産税額は、当該市街化区域農地調整固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に10分の2を乗じて得た額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を

当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合にあっては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

(免税点の適用に関する特例)

第39条 附則第35条から前条までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第79条に規定する固定資産税の課税標準となるべき額は、附則第35条、第36条又は前条の規定の適用を受ける宅地等、農地又は市街化区域農地についてはこれらの規定に規定する当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額によるものとし、附則第37条の規定の適用を受ける市街化区域農地（前条の規定の適用を受ける市街化区域農地を除く。）については同条第1項に規定するその年度分の課税標準となるべき額によるものとする。

附則に次の1条を加える。

(平成27年度から平成29年度までの各年度分の用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に係る都市計画税の課税標準額の算出方法)

第58条 平成27年改正法附則第18条第1項の規定により、平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第25条の3の規定を適用しないこととする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。